

市では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成できる社会環境の整備のため、具体的の方策などを定める「次世代育成支援行動計画」を作成しています。

会館・運動公園総合体
青少年会館・中央図書館
館・有馬図書館・文化
館・北部公園体育館

4、
問
233
・
573
1)。
482

次世代育成支援行動計画 素案にご意見を

案ができましたので、素案に対する皆さんの意見を募集します。

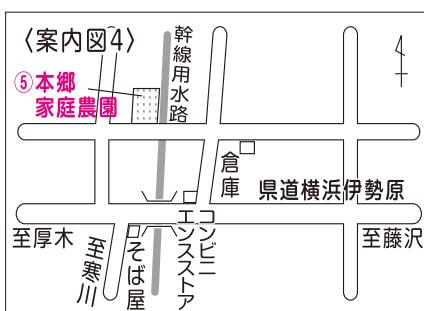
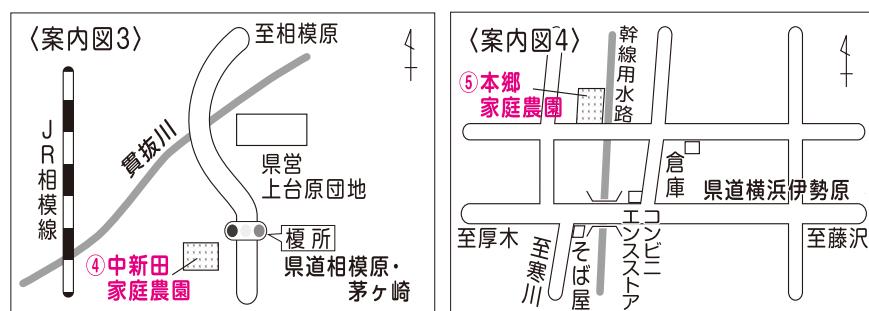
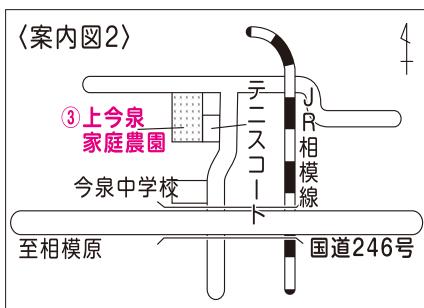
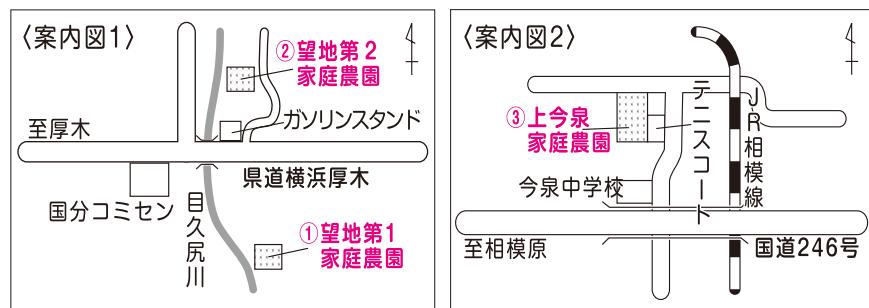
市では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成できる社会環境の整備のため、具体的の方策などを定める「次世代育成支援行動計画」を作成しています。

会館・運動公園総合体
青少年会館・中央図書館
館・有馬図書館・文化
館・北部公園体育館

4、
問
233
・
573
1)。
482

●募集農園・区画数(区画面積はいずれも25平方メートル)

(申込番号)農園名	場所	募集区画数	案内図
①望地第1家庭農園	望地1-5ほか	32区画	1
②望地第2家庭農園	望地2-251ほか	54区画	1
③上今泉家庭農園	上今泉1719-1	40区画	2
④中新田家庭農園	中新田5-1476ほか	49区画	3
⑤本郷家庭農園	本郷5138-1ほか	66区画	4



市では、市内在住の方を対象に、市民農園の利用者を募集します。左表のとおり、応募が区画

数を超えた場合等は抽選のみ応募可(同家族内での複数応募は無効)。

▽区画面積・利用料 1
▽利用期間 平成25年2月末まで(予定)
▽応募方法・期間 官製

市民農園 利用者を募集

はがきまたは農政課窓口で配布する所定の申込はがきに、住所・氏名・電話番号(希望農園名・区画番号)を記入の上、1月21日(土曜)を除く)。申し込み受付け時(郵送の場合は後日)に抽選番号をお知らせ下さい。講習会に出席をお願いします。

○農園には駐車場がないので、車の利用はご遠慮ください。講習会に出席しない場合、利用が取り消しとなります。

★注意事項

▽利用者の決定 1月25日(月)に、抽選で決定します。当選した方は、2月5日(金)午後または6日(土)午前開催予定の講習会に出席して下さい。

○水道や物置などの施設はございません。問 農政課(235・48)

不法投棄をなくすためご協力を

市では、市民の生活環境を守り、公衆衛生の向上のため、不法投棄のない社会に向けた巡回監視や一斉調査を実施しています。

市では、市民の生活環境を守り、公衆衛生の向上のため、不法投棄のない社会に向けた巡回監視や一斉調査を実施しています。

不法投棄とは、家電リサイクル法や廃棄物処理法などの法令に基づき、市で定めた集積所へごみ出し収集と異なった方法。

市では、市民の皆さんも、「不法投棄をしない、させない」環境づくりにご協力を。なお、不法投棄を発見・目撃した場合は美化センターへご連絡をお願いし、悪質な排出

市で収集・処理できない物

①家電リサイクル法に基づきリサイクルを義務化した製品:エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

②自動車リサイクル法に基づきリサイクルを義務化した製品:自動車および関連部品

③資源有効利用促進法に基づき製造業者の自

由回収・リサイクルを行

う製品:パソコンおよびそのディスプレイ

④適正処理困難物(主

な指定物品):オートバ

イ、タイヤなど自動車部

品、農業用機械、建築

材、ガレキ、石、土砂、

農薬、薬品(家庭用を除

く)など

⑤爆発性・引火性・

感染性のある危険物や有

る

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

▲山林沿い(写真右)や集積所(同左)に不法投棄されたごみ

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ

問い合わせ

231・3366)、資源対策

(235・4922)。

6)事業活動に伴い発生したごみ

問 美化センター(231・3366)

課(235・4922)。

登録はe-mail@post.jpで空メールを送信

詳しく述べては市ホームページまたは情報システム課へ</p